

規約

- 第一、本會ハ明倫會ト稱シ別ニ掲クル主義綱領ノ實施貫徹ヲ期スルカ爲メ正義公道ヲ基調トシテ正々堂々ノ行動ヲ以テ輿論ヲ喚起シ國民ヲ覺醒シ本會勃興ノ機運ヲ國內ニ普及徹底セシムヘク奮闘努力ス
- 第二、本會ノ會員ハ本會ノ目的ニ賛同シ協心戮力之ヲ遂行ヲ誓約シ本會員二名以上ノ紹介ニ依リ入會ヲ申出タル愛國ノ志士ニシテ總裁ノ承認ヲ與ヘタルモノトス
- 第三、本會ハ總裁之ヲ統轄指揮ス
- 第四、役員ノ任命並ニ會務ノ處理ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム
- 第五、本會ハ本部ヲ東京ニ支部ヲ所要ノ都市ニ設置シ之ニ所在地ノ名稱ヲ附ス
- 第六、支部ニ關スル規約ハ別ニ之ヲ定ム
- 第七、本會ノ經費ハ有志ヨリノ醵金ヲ以テ之ヲ支辨ス

昭和八年一月四日印刷
昭和八年一月七日納本

(非賣品)

東京市麹町區丸の内一丁目六番地
東京市上野區上野七丁目六番地
東京市下谷區上野南大門町三番地

明倫會本部
電話九ノ内(23)三六一八番

代表 井上 勝好
印刷者 増田 友吉